

令和3年度第1回鴨川市 人・農地プラン検討会議事録

- 1 日時及び場所 令和3年12月17日(金) 午後1時30分～午後2時30分
鴨川市役所 4階 400会議室
- 2 委員の現在数 7名
- 3 出席者 9名(欠席者2名)
委員 5名 飯塚会長、腰越委員、小島委員
加藤委員、花澤委員
事務局 4名 吉野課長、渡辺課長補佐、須金係長、永井副主査
傍聴者 2名
- 4 検討会成立の根拠 鴨川市附属機関設置条例第5条第2項
- 5 議題
 - (1) 八色地区 人・農地プランについて
 - (2) 貝渚地区 人・農地プランについて
 - (3) 大里地区 人・農地プランについて
 - (4) 下小原地区 人・農地プランについて
- 6 議事の経過の概要及びその結果

～開 会 午後1時30分～

(司 会) 皆さん、こんにちは。時間になりましたのでただ今より、令和3年度第1回鴨川市人・農地プラン検討会を開会させていただきます。本日の司会進行を務めさせていただきます、農林水産課の須金と申します。よろしくお願いたします。

まず、最初にお手元の資料の確認をさせていただきます。

～資料確認～

はじめに、本日の「次第」でございます。

次に「委員会名簿」でございます。

次に「資料1」人・農地プランの具体的な進め方についてでございます。

次に「資料2-1」から「2-5」まで、5枚綴りのものが、「八色人・農地プラン」でございます。こちらクリップ留めになっております。

次に「資料3-1」から「3-6」まで、同じくクリップ留めになっておりまして6枚綴りのものが、貝渚地区の「人・農地プラン」でございます。

次に「資料4-1」から「4-6」まで、同じくクリップ留めの6枚綴りのものが、大里地区の「人・農地プラン」でございます。

次に「資料5-1」から「5-6」まで、同じくクリップ留めの6枚綴りのものが、下小原地区の「人・農地プラン」でございます。

以上でございますけれども、配布漏れ等はございませんでしょうか。

なお本日の会議は、お手元の会議次第に従いまして順に進めさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

また、本日の会議は、おおよそ1時間30分程度、午後3時頃の終了を目安として進めてまいりたいと存じておりますので、ご協力お願いいたします。

なお、本日の会議は糟谷英文委員、永井洋委員におかれましては、所用により欠席とのご連絡を頂いております。

それでは、開会にあたりまして市長から、ご挨拶を申し上げます。

(市 長) 皆さん改めましてこんにちは。

本日は第1回となります鴨川市『人・農地プラン』検討会を開催させていただきました。皆様方におかれましてはお忙しい中ご出席を頂きまして、ありがとうございます。ご案内かと思いますが、昨日市の定例市議会が終了いたしました。

この1年間コロナ対策に尽きたところでございまして、こうした中で補正予算等々組まさせていただきます所でございますが、感染者数は少し落ち着いてきた所でございますが、私はまだまだ予断を許すことはできないとこのように思っているところでございます。

ましてや、今新しい株が発症したということで、これからまた感染者が増えてくるだろうということも予想されるところでございまして、3回目のワクチンをなによりも市民の皆様にも早く打っていただきたい。このように願うところでございまして、その対策について、その環境を整えている段階でございます。若干お話させていただきますと、国の方では8か月おいてからということなので当初言っていた所でございますが、これが少し前倒しになるかということでも私どもも準備の方が間に合うかどうかということ急いでいる所でございますが、なんといってもできる限り早くというこ

とで準備している所でございますので皆様にもご理解いただきたいと思ひます。

それから、新聞紙上で色々いわれておりますが、子育て世代に対する臨時特別給付金、この事業でございますが、本市におきましても検討させていただきました。一括して10万円を現金支給で、12月27日を振込と、このようなことで準備をさせていただいている所でございますので、これも一つご理解を頂きたいと思ひます。

それから、農業関係の方がお集まりなので、農林漁業一時支給金でございますが、これも農業に関しまして10万円ということで、動いていたところでございますが、これも少し期間を延ばさせていただきまして、実はこの値段も約3,000円から4,000円あまり、約3割弱ダウンしているということからその支援制度もこの2月いっぱいまで期間をとることで皆様に広く支援をさせていただきたいと思ひているところでございますので一つ理解を頂きたいと思ひております。またこの辺のことにつきましては、色々な便り等鴨川市の広報でありますとか、色々な媒体を通して、皆様方にご連絡させて頂きたいと思ひますので、特に農業従事者の皆様方におかれましては、その辺のところをしっかりと見ていただいて申請をしていただければと、このように思ひているところでございます。

さて、今回の会議でございます「人・農地プラン」でございますが、ご案内のように令和元年の5月に農地中間管理事業の推進に関する法律の一部が改正されたことによりまして、この「人・農地プラン」の運用方法の見直しが行われたところでございます。

今後は地域で中心となる経営体、あるいは担い手の確保また、農地中間管理機構の活用方針などを、将来の農地の利用の在り方、さらには経営の複合化や六次産業化の推進等、地域の農業の在り方を地域で話し合っていたいただき、実質化された集落規模で作成することが求められているところであります。この集落規模でというのが極めて難しい所ではございますが何卒皆様方のご理解を頂ければと思ひております。

この「人・農地プラン」を作成することによりまして、農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付けること、その貸付割合に応じて地域集積協力金が交付されることや新規農業者に対して、最長5年間にわたりまして、年間150万円の給付を受けることが出来るなど、国の様々な支援の対象地域となります。

このように、これからの地域農業は、「人・農地プラン」を核にして農地の利用集積・集約化を一体的に推進していくこととなるだろうとこのように考へている所でございます。

今日はこの後、八色地区、貝渚地区、大里地区、下小原地区の4地区の「人・農地プラン」の4議案につきまして、諮問をさせていただくこととなりますので、皆様方には十分なるご審議を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきますと思ひます。

本日は、どうぞよろしくようお願い申し上げます。ありがとうございます。

(司 会) ありがとうございます。

続きまして、飯塚会長から、ご挨拶をいただきたいと思ひます。

飯塚会長、よろしくお祈りします。

(飯塚会長) はい、こんにちは。

「人・農地プラン」の会議ということで、お忙しい中ありがとうございます。

さて、今回は先ほど市長からお話がありましたとおり、貝渚・八色・大里・下小原ということで4地区の「人・農地プラン」の検討ということで、市町村の諮問に対して答申を行うということで、皆様のご協力を得ましてより良い「人・農地プラン」を作っていくと思ひておりますので、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

簡単ですが、どうぞよろしくお祈りいたします。

(司 会) ありがとうございます。

ここで、会議の成立についてご報告をさせていただきます。

鴨川市附属機関設置条例第5条第2項の規定により、この会議の成立につきましては、委員の過半数以上の出席が必要とありますが、本日は委員7名のうち過半数の出席を頂いておりますので、本検討会・会議は成立いたしますことをご報告させていただきます。

なお、鴨川市附属機関設置条例第5条第1項の規定に基づきますと、会議の議長は会長が務めることとなっております。

この後の議事の進行役、議長につきましては、飯塚会長に務めていただきたいと存じます。

会長、よろしくお祈りします。

(飯塚会長) はい、それでは条例の規定に基づきまして議長を務めるということですので、しばしの間議長を務めさせていただきたいと思ひます。皆様方のご協力をいただきたいと思ひます。

まず、議事に入る前にお願いがございます。

本検討会につきましては、鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第3条の規定によりまして、原則公開となり、会議録につきましても公開していくこととなりますのでよろしくお願い申し上げます。本日は2名の傍聴希望者がおりますので、会議は公開とすることとしてよろしいでしょうか。

はい、異議がないようですので、会議を公開といたしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは会議の運営にあたりまして、会議録というものを作らなくてはいけないのですが、その確認ということで、議事録署名人ということですがどうでしょうか。(議長の指名でとの声) それでは、私の方で指名させていただきたいと思います。

それでは、議事録の確認は小島委員さん、腰越委員さんをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題は、鴨川市附属機関設置条例第2条の規定に基づき市長から、「人・農地プラン」八色、貝渚、大里、下小原地区の策定について諮問を受け、このことについてご審議を行い、市長へ答申を行うものです。

それでは、次第に基づきまして順次進めさせていただきたいと思います。

議題(1)「八色地区 人・農地プラン」について事務局の説明を求めます。

よろしくお願いいたします。

(事務局) 農林水産課永井です、よろしくお願いいたします。

それでは資料1の「人・農地プラン」の具体的な進め方に基づいて取りまとめました各地区のプランについて説明をさせていただきたいと思います。

まず、八色地区からご説明をさせていただきます。資料2-1をご覧ください。

八色地区の「人・農地プラン」ですが、アンケートを送付した件数が140名、回答者数86名、回答率61.4%、過半数を超えておりますのでこちらでプランを作成いたしました。

対象地区の現状につきましてですが、

- ①対象地区の現状として地区内の耕地面積は39.7ha
- ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計が22.03ha
- ③地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計が9.82ha、うち後継者未定の耕作面積が5.04ha、また後継者不明の農業者の耕作面積が4.01ha
- ④地区内における中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計が2.74ha、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計が12.26ha

2番の対象地区の課題ですが、その前にこちらの資料2-2と2-3を見ていただきたいと思います。現在の農地の状態は資料2-2が上八色、2-3が下八色です。こちらで赤枠がプランエリア内、黄色が75歳未満の方の農地、青色が75歳以上、ピンクで塗ってあるのが個人の認定農業者です。赤色が大八営農組合となっております。大八営農組合は現在8名の組合員です。農業作目は、水稻、枝豆並びに食用菜花です。

では、資料2-1に戻りまして、2の対象地区八色の課題ですが、農業者の高齢化が進んでいるものの、農地の集積により、担い手の規模拡大が進む。

兼業化が進み、高齢化や農業機械の更新を契機とした農業離れ等により、農業の担い手不足が深刻な状況となっているため、新たな担い手の育成が必要。

今後、農地を守るためには、農地を貸し出して耕作してもらおう。

3番、対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針ですが、八色地区の農地利用は、中心経営体である認定農業法人大八営農組合が担い、農地中間管理機構等を活用して、農地を中心経営体に集積して行く必要がある。

裏面にまいります。現在の中心経営体であります認定農業法人大八営農組合に今後15ha集積する予定で、現在認定農業者個人の方は営農組合へ併合ということになります。

4番ですが、「農地の集約化に関する方針を実現するために必要な取組」に関する方針といたしまして、農地の貸付け等の意向ですが、現在貸付け等の意向が確認された農地は251筆、約17haとなっています。

次に農地中間管理機構の活用方針ですが、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構に貸し付ける。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進める。

次に後継者の取組方針ですが、新規就農者の育成・確保に向けて、国や県その他各種事業を活用し、フォローアップを行い、新規就農時の経営負担軽減を図る。

地域の担い手の確保が困難な状況でも、高収益作物に取組、新たな担い手を育成する。

生産コストの低減と作業効率化の向上ですが、こちらは中心経営体である認定農業法人大八営農組合がライスセンターを建設し、規模拡大、生産コストの低減が図られ、地域農業の中心的な担い手として安定した経営を行うということになっています。そこで地図ですが、将来的に集積するという地図が、資料の2-4と2-5です。2-4が将来、大八営農組合が集積するという図になっておりまして、先ほどの資料と比べますと赤い部分が多くなっているかと思えます。このように集積を計画しております。

以上になります。

(飯塚会長) はい、事務局より説明が終わりました。ご意見ご質問等があればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

(花澤委員) 安房農業事務所の花澤です。よろしくお願いたします。

現状上八色で耕作されていらっしゃる方が下八色でも耕作しているということでしょうか。

(事務局) はいそうです。

(花澤委員) わかりました。主に下八色でこの中心経営体に位置付けられている大八営農組合へ将来的に集積を進めていく、というプランであることが理解できました。

(飯塚会長) ありがとうございます。他に何かございますでしょうか、無いようなのでこれで質疑を集結させていただきます。これより採決を取りたいと思えます。

『八色地区 人・農地プラン』について賛成の方の挙手を求めます。よろしくお願いたします。

ありがとうございます。全員賛成ということで「八色地区 人・農地プラン」について決定可決いたしました。ありがとうございます。

続きまして、『貝渚地区 人・農地プラン』についての説明を事務局より求めます。よろしくお願いたします。

(事務局) では続きまして、資料3の『貝渚地区 人・農地プラン』について説明いたします。こちらは集積予定面積の増によるプランの変更でございます。資料3-1が今までのプラン、資料3-4が今回更新されるプランでこちらを見比べながら説明させていただきます。対象地区の耕地面積ですが、54.9haから61.3haに増えております。これによりアンケート調査に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積の合計は54.9haから59.5haに変更致します。3の地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計が17.6haから19.2haとなります。

④と⑤ですが、中心経営体が引き受けている現在の耕作面積の合計は5.9haです。

また、今後は集積予定面積の増により予定計画値の13.4haから27.3haと変更になります。

資料の裏面の4ですが、貸付け意向が確認された農地ですが、13haから27.3haへと増えております。これを地図上で表したものが資料3-2、3-3が現状今のものになります。新しい地図は、資料3-5、3-6です。赤い所が貝渚営農組合が将来引き受ける農地として、今までのプランから5haほど増えています。

その他、プランにあります課題や取組方針についての変更はございません。

貝渚営農組合の組合員は現在8名。経営作目は水稻、枝豆、食用菜花です。

以上になります。

(飯塚会長) はい、事務局より説明が終わりました。ご意見ご質問ございましたらお受けしますがいかがでしょうか。

無いようなので、質疑を終結します。それでは質疑を終結いたしまして採決をさせていただきます。『貝渚地区 人・農地プラン』について賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成ということで『貝渚地区 人・農地プラン』は原案どおり可決決定いたしました。ありがとうございます。

続きまして「大里地区 人・農地プラン」について事務局より説明を求めます。よろしくお願いたします。

(事務局) 資料4の『大里地区 人・農地プラン』について説明いたします。

資料4-1が今までのプランになります。資料4-4が今回更新予定のプランです。こちらを見比べながら説明させていただきます。地区内の耕地面積、対象地区の現状の①をご覧ください。資料1の20.7haから、25haというところでエリアの増になります。4.3ha分増えております。2番の耕作面積ですが、こちら20.7haから24.7haとなります。

③の75歳以上の農業者の耕作面積の合計が11.9haから14ha、うち後継者未定の耕作面積が9.63haから1.1ha、後継者不明の耕作面積は9.63haから0.3ha

④の中心経営体が引き受けている耕作面積の合計が0.1ha、現在は2.2haとなっております。

⑤今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計が2.4ha、こちらの変更はありません。

2番の課題、3番の集約化の方針ですが、こちらの課題は、農業者の高齢化が進んでいるものの農地の集積により担い手の規模拡大が進み、負担が大きくなっている。また、兼業化も進み高齢化や農業機械の更新を契機とした農業離れに農業の担い手不足が深刻な状況になっているので新たな担い手の育成が必要。今後農地を守るためには農地を貸し出して耕作してもらう。

3番の対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針ですが、大里地区の農地利用は、中心経営体である認定農業法人大八営農組合と認定農業者1名が担い、農地中間管理機構等を活用して、農地を中心経営体に集積して行く必要がある。

裏面へいきます。現在認定農業法人大八営農組合の組合員は8名です。経営作目は水稻と野菜で0.1ha、認定農業者は水稻と野菜で2.1ha。今後大八営農組合は2.5haまで集積するということになりますが、認定農業者は今のところ規模拡大はありません。

4番の必要な取組について、こちらは面積が増えたため、現状ですと203筆ですが、221筆に増えております。

農地中間管理機構の活用方針は、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として、農地を機構に貸付ける。中心経営体が病気や怪我等の事情で農地の継続が困難になった場合には農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることが出来るよう、機構を通じて中心経営体への貸し付けを進める。後継者の取組方針は、新規就農者の育成・確保に向けて、国や県その他各種事業を活用し、フォローアップを行い、新規就農時の経営負担軽減を図る。地域の担い手の確保が困難な状況でも、高収益作物に取組、新たな担い手を育成する。

こちらの内容については現状と新しいプランの内容とは変更はございません。

地図をご覧ください。資料4-2、4-3が今までのプランの地図となります。今回資料4-5、4-6を見ていただきますと、資料の右下の方にエリアが増えております。ここは基盤整備を行っておりますので、この部分が増えていることとなります。以上となります。

(飯塚会長)説明が終わりました。質疑を受け付けたいと思います。質疑のある方はよろしくお願ひします。

(花澤委員)この変更内容を見ますと、今回、増えた範囲の農地については、中心経営体の他、現在の耕作者が営農を継続していく計画である、ということで良いですか(事務局「はい。’)規模拡大を目指す中心経営体だけではなく、現在の規模を維持しながら営農を継続する個人生産者など、多様な担い手をプランに位置付けることは良いと思います。

(飯塚会長)はい、ありがとうございます。参考にしてより良いプランを作っていきたいと思います。他に何かありますでしょうか、それでは採決に入りたいと思います。「大里地区 人・農地プラン」について採決をさせていただきます。賛成の方の挙手を求めます。よろしくお願ひします。

ありがとうございます。全員賛成ということで「大里地区 人・農地プラン」は可決決定いたしました。ありがとうございます。

続きまして最後になりますが「下小原地区 人・農地プラン」について検討していきたいと思ひます。事務局より説明よろしくお願ひします。

(事務局)それでは資料5をご用意ください。「下小原地区 人・農地プラン」について説明をさせていただきます。こちらはエリア内の集積予定面積の増によるプランの変更でございます。資料5-1と5-4を見比べながら説明していきます。地区内の耕地面積ですが、44.2haから47.3haに変更いたします。

②番のアンケート調査の回答ですが、耕作面積の合計が44.2haから47haとなります。

③番の75歳以上の農業者の耕作面積の合計が15.9haから17.6haとなります。

④番地区内における中心経営体が引き受けている耕作面積の合計5.2ha、こちらに変更はありません。

⑤番の今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計が17.8haから18.5haに増えております。

対象地区の課題ですが、担い手の高齢化による後継者不足が深刻化し、耕作放棄地が増加するため、農地中間管理機構等を活用して、農地を中心経営体に集積していく必要がある。

3番の対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針ですが、下小原地区の農地利用は中心経営体である認定農業法人下小原営農組合が担い、農地中間管理機構を通じて農地を引き受け利用することで、地域の農業・農地を守る。次に、樹園地及び畑利用については中心経営体である認定農業法人下小原営農組合が担っていくほか、新規就農者の育成・確保に向けた取組を進

める。

裏面にいきます。現在下小原営農組合が行っている現状の経営作目は水稲と野菜で 5.2ha です。今後は水稲、野菜並びに果樹ということで経営作目の変更があります。変更に伴い経営面積が 23.7ha に増となります。

4 番の必要な取組については、農地の貸付け意向の確認がされた農地は、132 筆から 227 筆ということで増えております。

農地中間管理機構の活用方針ですが、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手に関わらず、原則として、農地を機構に貸付ける。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることが出来るよう、機構を通じて中心経営体への貸付けをすすめる。

新規就農の促進ですが、将来的な中心的経営体の育成・確保に向けて、国や県その他各種事業を活用し、新規就農時の経営負担減を図る。農林水産課、農業委員会、安房農協、農業事務所などの関係機関と連携し新規就農者の育成を進める。

新規・特産化作物の導入方針ですが、米等の土地利用型作物以外に、収益性の高い作物などの園芸作物の生産に向けた事業に、中心経営体が取り組む。

鳥獣被害防止対策の取組方針について、地域による鳥獣対策の集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

災害対策への取組方針について、水害、高温害等の被害防止のため、地域一体となってパトロール強化に取り組む。

こちらは現在と新しいプランの変更はございません。

次に資料 5-2 と 5-3 をご覧ください。こちらは現在作られている人・農地プランの集積図になります。そして資料 5-5 と 5-6 は今後中心経営体が集積して行く図となっております。

以上です。

(飯塚会長) はい、それでは事務局の説明が終わりました。質疑応答があればお受けしたいと思います。よろしくをお願いします。

(加藤委員) 面積が増え、作目で果樹が増えましたが何を作付けする予定ですか。

(事務局) レモンを作付けする予定です。

(飯塚会長) ありがとうございます。他にありますか。

(花澤委員) 新たな拡大部分について、当分は水田で活用する予定ですか。

(事務局) そうです。当分は、水田です。

(飯塚会長) ではよろしいでしょうか、それでは他に質疑がないようですので採決に入ります。「下小原地区人・農地プラン」について賛成の方の挙手を求めます。お願いいたします。はい、全員賛成ということで原案どおり可決されました。ありがとうございます。

これで 4 件すべての案件について原案のとおり可決されましたので、答申の用意をさせていただきますのでその間休憩とさせていただきます。

それでは会議を再開させていただきます。

ただ今休憩中に答申(案)を見ていただいたんですけども皆さんどうでしょうか。この形で市長に答申してよろしいでしょうか、はい全員よろしいということなので市長へ提出させていただきます。

(市長) 皆さんの慎重なる審議を頂きましてありがとうございます。八色、大里、貝渚、下小原地区につきましてこの答申を頂きましたのでしっかりと確認させていただきながら進めてまいりたいと思います。

しかしながら先ほどから高齢化でどう農地を守っていくかが大きな課題となっていくと思います。そうした中で管理機構を通しまして、農家の農地をどう守っていくかを真剣になって市も含めて皆さん方と一緒に考えていかないといけないと思っております。その中で営農組合等々に集積された農地を私どもも支援していくというこういう立場でやっていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

(飯塚会長) 皆さんご協力ありがとうございました。おかげさまで持ちまして答申まで進めることが出来ました。

それでは事務局へお返ししたいと思います。よろしくをお願いします。

(事務局) 飯塚会長、進行ありがとうございます。

それでは、次第の 4「その他」といたしまして、今後の手続きについて説明させていただきます。

各地区の人・農地プランにつきましては、本日ご審議頂き、策定されましたので、鴨川市のホー

ムページ上で公表することで実質化されたこととなります。また、千葉県にも報告させていただきます。

引き続き、市内各地区にお伺いさせていただきまして、各地区の特徴に適した人・農地プラン策定に努めてまいり所存でございます。

以上を持ちまして、本日の会議は全て終了となります。

これを持ちまして令和3年度第1回鴨川市人・農地プラン検討会を閉じさせていただきます。

本日は、長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

令和3年12月23日

議事録署名人

小島 安

腰越 勝久